

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第49号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(保健所長への委任) 第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(230)の2 (略) (230)の3 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第1項の規定による <u>第1種動物取扱業</u> の登録をすること。 (230)の4 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項の規定による <u>第1種動物取扱業</u> の登録の拒否をすること。 (230)の5 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定による <u>第1種動物取扱業</u> の登録の更新をすること。 (230)の6 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第12条第1項の規定による <u>第1種動物取扱業</u> の登録の更新を拒否すること。 (230)の7 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定による <u>第1種動物取扱業</u> の変更の届出を受理すること。 (230)の8 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定による <u>第1種動物取扱業</u> の変更の届出を受理すること。 <u>(230)の9 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項の規定による犬猫等販売業の廃止の届出を受理すること。</u> <u>(230)の10 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第4項において準用する同法第12条第1項の規定による第1種動物取扱業の変更の登録の拒否をすること。</u> <u>(230)の11 動物の愛護及び管理に関する法律第15条の規定により、第1種動物取扱業者登録簿を閲覧に供すること。</u> <u>(230)の12 動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項(同法第24条の4において準用する場合を含む。)</u> の規定による <u>第1種動物取扱業</u> の廃止等の届出を受理すること。	(保健所長への委任) 第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(230)の2 (略) (230)の3 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第1項の規定による <u>動物取扱業</u> の登録をすること。 (230)の4 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項の規定による <u>動物取扱業</u> の登録の拒否をすること。 (230)の5 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定による <u>動物取扱業</u> の登録の更新をすること。 (230)の6 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第12条第1項の規定による <u>動物取扱業</u> の登録の更新を拒否すること。 (230)の7 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定による <u>動物取扱業</u> の変更の届出を受理すること。 (230)の8 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定による <u>動物取扱業</u> の変更の届出を受理すること。 <u>(230)の9 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項において準用する同法第12条第1項の規定による動物取扱業の変更の登録の拒否をすること。</u> <u>(230)の10 動物の愛護及び管理に関する法律第15条の規定により、動物取扱業者登録簿を閲覧に供すること。</u> <u>(230)の11 動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項の規定による動物取扱業の廃止等の届出を受理すること。</u>

(230)の13 動物の愛護及び管理に関する法律第17条の規定により、第1種動物取扱業者の登録を抹消すること。

(230)の14 動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項の規定により、第1種動物取扱業者の登録を取り消し、又は業務停止命令をすること。

(230)の15 (略)

(230)の16 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第2項の規定による届出を受理すること。

(230)の17 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第3項の規定により、検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずること。

(230)の18 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第1項（同法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定により、動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。

(230)の19 (略)

(230)の20 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項（同法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定により、措置命令をすること。

(230)の21 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項（同法第24条の4において準用する場合を含む。）の規定により、必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(230)の22 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の規定による第2種動物取扱業の届出を受理すること。

(230)の23 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の3第1項の規定による第2種動物取扱業の変更の届出を受理すること。

(230)の24 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の3第2項の規定による第2種動物取扱業の変更の届出を受理すること。

(230)の25 (略)

(230)の26 (略)

(230)の27 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第3項の規定により、必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

(230)の28 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第4項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

(230)の29 (略)

(230)の30 (略)

(230)の31 (略)

(230)の32 (略)

(230)の33 (略)

(230)の34 (略)

(231) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条

(230)の12 動物の愛護及び管理に関する法律第17条の規定により、動物取扱業者の登録を抹消すること。

(230)の13 動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項の規定により、動物取扱業者の登録を取り消し、又は業務停止命令をすること。

(230)の14 (略)

(230)の15 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第1項の規定により、動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。

(230)の16 (略)

(230)の17 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項の規定により、措置命令をすること。

(230)の18 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項の規定により、必要な報告を求め、又は職員に立入検査をさせること。

(230)の19 (略)

(230)の20 (略)

(230)の21 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第3項の規定により、市町村長に対し、必要な協力を求めること。

(230)の22 (略)

(230)の23 (略)

(230)の24 (略)

(230)の25 (略)

(230)の26 (略)

(230)の27 (略)

(231) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条

第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、犬若しくは猫を引き取り、又は引取りを拒否すること。

(232) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第5項の規定により、市町村長に対し、犬又は猫の引取りに関し協力を求めること。

(233)～(234)の2 （略）

(234)の3 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項の規定により、登録証を再交付すること。

(234)の4 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第8項の規定による登録証の亡失の届出を受理すること。

(234)の5 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第9項の規定による登録証の返納を受けること。

(234)の6 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第5項（同令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、許可証を交付すること。

(234)の7 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項（同令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、許可証を再交付すること。

(234)の8 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第8項（同令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の亡失の届出を受理すること。

(234)の9 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第9項（同令第18条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の返納を受けること。

(234)の10・(234)の11 （略）

(234)の12 特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月環境省告示第22号）第3条第2号イの規定による特定飼養施設外における飼養又は保管の届出を受理すること。

(234)の13 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第3号の規定により、観覧者等の安全の確保の認定をすること。

(234)の14 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第4号の規定による飼養又は保管をする特定動物の数の増減の届出を受理すること。

(234)の15 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第4号ロの規定による飼養又は保管をした特定動物に係る報告を受理すること。

(235)～(267) （略）

第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、犬又はねこを引き取ること。

(232) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、市町村長に対し、犬又はねこの引取りに関し協力を求めること。

(233)～(234)の2 （略）

(234)の3 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項（同令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、登録証を再交付すること。

(234)の4 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第8項（同令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の亡失の届出を受理すること。

(234)の5 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第9項（同令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の返納を受けること。

(234)の6 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第5項（同令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、許可証を交付すること。

(234)の7 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項（同令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、許可証を再交付すること。

(234)の8 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第8項（同令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の亡失の届出を受理すること。

(234)の9 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第9項（同令第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の返納を受けること。

(234)の10・(234)の11 （略）

(234)の12 特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月環境省告示第22号）第3条第1号イの規定による特定飼養施設外における飼養又は保管の届出を受理すること。

(234)の13 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第2号の規定により、観覧者等の安全の確保の認定をすること。

(234)の14 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第3号の規定による飼養又は保管をする特定動物の数の増減の届出を受理すること。

(234)の15 特定動物の飼養又は保管の方法の細目第3条第3号ロの規定による飼養又は保管をした特定動物に係る報告を受理すること。

(235)～(267) （略）

2・3 (略)

2・3 (略)

附 則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。